

## 酒田市体育施設広告募集要項

新たな財源の確保及び市民サービス向上のため、酒田市教育委員会スポーツ振興課が管理する体育施設への広告掲載について、下記のとおり募集します。

### 1. 対象施設及び広告媒体

本要項の対象となる施設、設置場所、募集枠数等は別紙1「広告掲出場所一覧及び仕様」に定めるとおりとします。

### 2. 広告媒体の規格及び広告料

広告媒体の規格及び広告料（行政財産目的外使用料）は以下のとおり定めます。

施設区分	統一規格	広告料（税込）	備考
光ヶ丘テニスコート	縦1.0m×横6.0m	年額66,000円	メッシュ生地限定
国体記念テニスコート	縦1.0m×横6.0m	年額66,000円	メッシュ生地限定
光ヶ丘野球場	縦1.0m×横6.0m	年額66,000円	外野フェンス内側
INPEX酒田アリーナ	B1ポスター	月額3,300円	1F階段壁面 (専用枠)

※1 広告料は「行政財産目的外使用料」として徴収します。

※2 広告料は、消費税及び地方消費税を含みます。又、掲載期間に関らず一括で納入していただきます。

※3 年度途中からの掲載については、日割り計算を行わず月割り（年額施設は年額の12分の1）にて算出します。

※4 広告料は、広告の掲載に伴う行政財産目的外使用に係る使用料を含んだ金額として算出しています。

### 3. 募集期間及び選定方法

募集開始日時：令和8年2月16日（月）午前9時より

選定方法：先着順とします。

受付開始時点で同一枠への希望が重複した場合は、抽選等の方法により決定します。

募集開始日以降に空き枠がある場合は、随時募集（掲載開始希望日の1か月前締切）とします。

#### 4. 掲載期間

原則：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）。

ただし、INPEX 酒田アリーナについては、月の初めから月末までの1か月単位での掲載申し込みが可能です。また、同施設において1か月に満たない期間の掲載については、使用料等は日割り計算を行わず月額とします。

#### 5. 掲載できない広告

酒田市広告掲載基準第6条（規制業種）及び第7条（掲載できない広告）に該当するものは掲載できません。特に、青少年の健全育成を阻害するものや、競技の進行及び安全を妨げるものは除外します。

#### 6. 申込方法

掲載希望者は、以下の書類をスポーツ振興課へ提出してください。

- ・広告事業申込書兼誓約書（別紙2）
- ・行政財産目的外使用許可申請書（様式第3号）
- ・広告原稿（A4サイズ縮小版の図案）

※光ヶ丘テニスコート、国体記念テニスコートのフェンスや光ヶ丘野球場の外野フェンスへの広告を希望される場合は、必ず事前に現地を確認し、広告制作業者と工法及び費用について十分な確認・協議を行った上で申し込んでください。特に、光ヶ丘野球場の外野フェンスは選択する広告工法により制作・設置経費が大きく異なります。

#### 7. 広告主の責任及び費用の負担

(1) 広告物の作成、設置、維持管理及び撤去（原状回復）に要する費用は、すべて広告主の負担とし、上記の広告料には含まれていません。

市が設置したポスターフレーム（INPEX 酒田アリーナ）の維持管理は市が行います。

(2) 広告物の掲載及び撤去作業により、体育施設の壁やフェンス等をき損し、又は破損したときは、広告主又は広告取扱者が経費を負担して責任を持って原状回復するものとします。

(3) 広告掲載期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市から広告主に対して連絡し、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。

ただし、市の故意又は重大な過失によって広告掲載期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市の費用と責任において原状回復するものとします。

#### 8. その他

広告主と市との間で本募集要項に定めのない事項や生じた紛争若しくは疑義については、広告主と市が協議の上、解決するものとします。